

向日市と向日市内郵便局との包括的連携に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と向日市内郵便局（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが保有する知的・人的・物的資源等を有効に活用し、包括的な連携のもと相互に協力することで、地域の活性化及び市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、連携・協力して取り組むものとする。

- （1）安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- （2）地域経済活性化に関すること。
- （3）未来を担う子どもの育成に関すること。
- （4）市政のPR・地域の魅力発信に関すること。
- （5）その他、地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項に定める事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各自1通を保有する。

令和4年7月1日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長



乙 京都府向日市上植野町馬立6番地の1
向日市内郵便局代表
向日町郵便局長

